



2026年2月13日

各位

会社名 株式会社ノバレーゼ
代表者名 代表取締役社長 荻野 洋基
(コード：9160、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役執行役員経営戦略本部長 増山 晃年
(TEL. 03-5524-3344)

定款の一部変更および監査等委員会設置会社への移行、取締役候補の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の事項を2026年3月19日開催予定の当社第10期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

当社および株式会社エスクリ（以下「エスクリ」といいます。）は、2025年11月14日付「株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリの合併契約締結に関するお知らせ」のとおり、両社の株主総会の決議による承認を得た上で、当社を吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することにより、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行う予定です。

本経営統合を行うことに加え、本合併の効力発生日で当社を監査等委員会設置会社に移行するため、次の内容を含む、定款の一部の変更（本日付「商号の変更に関するお知らせ」においてお知らせいたしました商号の変更を行うことを含みます。）を行うものであります。

- ① 本合併に伴い商号、目的、および発行可能株式総数を変更するものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ③ 監査等委員会設置会社では定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となることから、より機動的な意思決定のために、この委任に関する規定の新設を行うものであります。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。
- ⑤ 本合併を通じた本経営統合に伴い、附則を新設するものであります。
- ⑥ 以上の内容の変更に伴う条数の変更等軽微な変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

(3) 日程

定款変更のための本定時株主総会開催日：2026年3月19日（予定）

定款変更の効力発生日：2026年4月1日（予定）

なお、定款の一部変更の効力は、本定時株主総会で本合併が原案どおり承認可決され、本合併の効力が発生することを条件といたします。

2. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において本合併の効力が生じ、必要な定款変更の効力発生日をもって、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

3. 取締役候補の選任

取締役8名全員および監査役3名全員は、本定時株主総会において本合併および必要な定款の効力が生じ、監査等委員会設置会社への移行をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事を下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件につきましては、本定時株主総会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏名	現役職（カッコ内は他社における役職）	備考
渋谷 守浩	— (株式会社エスクリ代表取締役社長 CEO)	新任
荻野 洋基	代表取締役社長	再任
吉瀬 格	— (株式会社エスクリ取締役 CFO)	新任
増山 晃年	取締役執行役員経営戦略本部長	再任
小林 雄也	取締役執行役員営業本部長	再任
藤原 成裕	— (株式会社エスクリ取締役執行役員ブライダル事業本部本部長)	新任
笹岡 知寿子	取締役執行役員営業本部副本部長	再任
長尾 宗尚	— (株式会社ティーケーピー取締役 COO)	新任
高木 寛	取締役 (株式会社ティーケーピー執行役員内部統制担当) (リリカラ株式会社取締役)	再任

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職（カッコ内は他社における役職）	備考
榎 暁宣	— (株式会社エスクリ取締役（監査等委員）)	新任
木村 喬※	— (株式会社エスクリ社外取締役（監査等委員）)	新任
辻角 智之※	社外監査役	新任

※木村喬氏および辻角智之氏は社外取締役候補者であります。

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職（カッコ内は他社における役職）
吉川 滋	社外監査役

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社ノバレーゼと称し、英文では <u>NOVARESE, Inc.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>2. <u>公衆浴場および温泉浴場施設の経営</u></p> <p>3. <u>展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営</u></p> <p>4. <u>駐車場の経営</u></p> <p>5. <u>ケータリングサービス業</u></p> <p>6. <u>酒類、タバコおよび塩の卸、販売および販売仲介</u></p> <p>7. <u>冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介</u></p> <p>8. <u>貸衣裳業</u></p> <p>9. <u>被服の製造販売および卸</u></p> <p>10. <u>衣裳の修繕およびクリーニング業</u></p> <p>11. <u>写真、ビデオ等の映像物の制作および販売</u></p> <p>12. <u>各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案</u></p> <p>13. <u>広告、宣伝に関する企画および制作</u></p> <p>14. <u>家具、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p>15. <u>生花、観葉植物類、衣料品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p>16. <u>理容店および美容室の経営</u></p> <p>17. <u>ビューティーサロンおよびエステティックサロンの経営</u></p> <p>18. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>19. <u>旅行業法に基づく旅行サービス手配業</u></p> <p>20. <u>旅行業法に基づく旅行業者代理業</u></p> <p>21. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>22. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>23. <u>企業の採用活動支援に係るコンサルタント業</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社株式会社オンザページと称し、英文では <u>ON THE PAGE, Inc.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>披露宴、パーティー、会議、催事、イベントの設営およびそれらの企画、立案、運営、コンサルティング、斡旋、仲介、紹介ならびに配膳の請負</u></p> <p>3. <u>賃貸別荘、ホテルその他宿泊施設の経営ならびにそれらの企画、立案、運営およびコンサルティング</u></p> <p>4. <u>飲食店業</u></p> <p>5. <u>公衆浴場、温泉浴場施設、スパおよびサウナ風呂の経営</u></p> <p>6. <u>展示場、遊技場、興行場およびスポーツ施設の経営</u></p> <p>7. <u>駐車場の経営</u></p> <p>8. <u>ケータリングサービス業</u></p> <p>9. <u>酒類、食料品、タバコおよび塩の輸出入、卸、販売および販売仲介</u></p> <p>10. <u>冠婚葬祭用品の贈答品、記念品、引き出物および食料品等の製造、卸、販売および販売仲介</u></p> <p>11. <u>貸衣裳業</u></p> <p>12. <u>被服の製造販売および卸</u></p> <p>13. <u>衣裳の修繕およびクリーニング業</u></p> <p>14. <u>写真、ビデオ等の映像物の制作および販売</u></p> <p>15. <u>各種イベント・キャンペーン等販売促進に関する行事の企画および立案</u></p> <p>16. <u>広告、宣伝に関する企画および制作ならびに広告代理業</u></p> <p>17. <u>家具、インテリア用品、エクステリア用品、貴金属、宝石、アクセサリーの製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p>18. <u>生花、観葉植物類、衣料品、衣料用繊維製品、衣料用革製品、服飾雑貨、日用雑貨品の製造、輸出入、卸、販売、販売仲介および賃貸</u></p> <p>19. <u>理容店および美容室の経営</u></p> <p>20. <u>ビューティーサロン、リラクゼーションサロン、マッサージサロン、ネイルサロンおよびエステティックサロンの経営ならびにコンサルティング</u></p> <p>21. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>22. <u>旅行業法に基づく旅行サービス手配業、旅行斡旋</u></p> <p>23. <u>旅行業法に基づく旅行業者代理業</u></p> <p>24. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>25. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>26. <u>企業の採用活動支援に係るコンサルタント業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>27. 経営コンサルティング業およびコンピューターシステムのコンサルティング業</u>
24. CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介	28. CD・ビデオ・DVD等の映像、音声ソフトの企画、制作、販売および販売仲介
25. デザインの企画および制作	29. デザインの企画および制作
26. マーケティングプロモーションの企画、および制作	30. マーケティングプロモーションの企画、および制作
27. 出版物の企画、発行および販売	31. 出版物の企画、発行および販売
28. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売	32. コンピューターによる写真、ビデオ、アルバムの制作、編集、合成および販売
29. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売	33. インターネット等のネットワークを利用する情報システムおよび通信ネットワーク、商品の売買システムの企画、設計、運用、保守および販売
30. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託	34. インターネットのホームページの企画立案、ウェブデザインの受託
31. コンピューターグラフィックの企画、制作	35. コンピューターグラフィックの企画、制作
(新 設)	36. コンピューターシステム、ソフトウェアおよび携帯端末アプリケーションの企画、開発、設計、製作および保守
(新 設)	37. 電子商取引および通信販売業
(新 設)	38. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
32. 映写音響機器の賃貸および売買	39. 映写音響機器の賃貸および売買
(新 設)	40. 木材、建築用材の製造、輸出入、仕入および販売
(新 設)	41. 土地、建物、設備、その他不動産等の売買、賃貸借、仲介、管理および取引に係るコンサルティング業
(新 設)	42. 電気通信事業法による通信事業者の代理店業
(新 設)	43. 電気通信機械器具の販売、賃貸、輸出入、設置工事およびメンテナンス業
(新 設)	44. 建築工事、土木工事、舗装工事、造園工事、しゅんせつ工事、電気工事、管工事等の請負、調査、企画、評価、施工、設計、工事監理、コンサルティング、仲介および斡旋
(新 設)	45. 土砂採取業
(新 設)	46. 損害保険および少額短期保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
33. 当会社の業務に関連する教育研修事業	47. 当会社の業務に関連する教育研修事業
34. 上記各号に附帯する一切の業務	48. 上記各号に附帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関)	第4条 (機関)
当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査等委員会
3. 監査役会	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 会社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第9条（条文省略）</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3.（条文省略）</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株式に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条（条文省略）</p> <p>第16条（決議の方法） （条文省略）</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3.（条文省略） （新 設）</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 会社の発行可能株式総数は、<u>150,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第9条（現行どおり）</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって定める。</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>第11条（株式取扱規程） 当社の株式、<u>単元未満株式及び新株予約権等</u>に関する事務取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>第14条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定める代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条（現行どおり）</p> <p>第16条（決議の方法） （現行どおり）</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定める代表取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第24条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第25条（現行どおり）</p>
<p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条（取締役会議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第27条（取締役会議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第28条（条文省略）</p>	<p>第28条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（業務執行） <u>取締役社長は、当社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u> <u>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</u> （新 設）</p>	<p>（削 除） <u>第29条（業務執行の決定の取締役への委任）</u> <u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員</u>である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条（取締役の責任免除） 当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第31条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき</u>、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき</u>、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第32条（監査役の数） <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第33条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第34条（補欠監査役の予選の効力） <u>補欠監査役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第35条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第36条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第37条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第38条（監査役会の決議方法） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第39条（監査役会議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第40条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第41条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第42条（監査役の責任免除） <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令に定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第43条～第44条（条文省略） 第45条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第32条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第33条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第34条（監査等委員会の決議方法） <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第35条（監査等委員会議事録） <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第36条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p>第6章 会計監査人 第37条～第38条（現行どおり） 第39条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7章 計算</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (剰余金の配当等)</p> <p>当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u></p> <p>2. 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>3. ～ 4. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (剰余金の配当等)</p> <p>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>2. 当社は、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3. ～ 4. (現行どおり)</p> <p>5. 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって定める。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 (監査役の責任限定に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></p>